

2019年11月



葵総合経営センターだより

特 集

令和2年分 給与所得者の扶養控除等申告書
～給与所得控除及び基礎控除に
関する改正に関連して～

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL <http://www.aoi-cms.com/>



「神戸北野異人館 風見鶏の館」

目次

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 2 国際交流 | 7 相続法改正（配偶者居住権） |
| 3 広島カープ グッズ売り上げ15倍 | 8 （随想）「地球温暖化」を |
| 4 令和2年分 | 阻止する行動を！ |
| 給与所得者の扶養控除等申告書 | 9 康友会ゴルフ・税務労務 |
| 6 医療法人のガバナンス | 10 ご案内 |

国際交流

センター代表 杉浦 康晴

10月の三連休に各地で記録的な大雨や暴風を記録した台風19号は70人を超える死者を出しました。被害に遭われた方々へは、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。今回の台風で、川の堤防が壊れる「決壊」が発生したのは7つの県をあわせて68河川の125箇所に入り、河川で堤防からの越水などによる氾濫が確認されたのは16都県で延べ262河川に入りました。（10/18現在）

事前の情報により交通機関の計画運休、店舗の臨時休業、物流の集荷や配達休止等の措置をとり、また休日にも関わらずこれだけ甚大な被害をもたらした台風の恐ろしさを日に日に感じざるを得ません。

伊勢湾台風からちょうど60年、自然災害の恐ろしさは時代が変わっても変わることはありません。日頃の備え、防災対策は最低限の常識として必要不可欠です。今回の台風で大きな被害がなくても、よかったでは済まらず、これを教訓に防災に関して今一度、点検することが重要です。

さて、本格的な秋に入り、ますますスポーツ界は盛り上がってきました。連日、ラグビー、バレーボールのワールドカップでの日本代表の活躍が報道されています。男子バレーボールでは史上初5連勝、ラグビーでは史上初となる決勝トーナメント進出ということでテレビに釘付けだった方も多いのではな

いでしょうか。特にラグビーでは、普段は興味のなかった方もラグビーのルールを調べたり、初めてラグビー観戦をされた方もいらっしゃることでしょう。小生自身も豊田スタジアムで初めてラグビー観戦をしましたが、その迫力は想像以上のものでした。スポーツの魅力のひとつとして、ドラマチックな想像もしない展開が感動を生み、人の心を揺り動かすということが挙げられると思います。これからの東京五輪にも期待したいものです。

また、ワールドカップやオリンピックのような国際的な行事が続く中、日本に多くの外国人が来日されます。現在も各地で国際交流が行われておりますが、台風や地震のような災害が発生した時の対応も今後さらに整備されていくことが望まれます。自然災害の多い日本、いつ何どき何が起きてもおかしくありません。総務省の調査によると、訪日外国人が我が国のどのような文化・コンテンツに関心を持っているか統計をとったところ、1位は「日本の自然」、次いで「日本食」、「神社・寺院」、「アニメ」と続いています。

外国人にとっても、魅力的な「日本の自然」であります。一方で自然の猛威に対する対応、対策も日本らしいと感じられているようです。特に東日本大震災での日本人の冷静な対応に外国メディアが賞賛していたことは記憶に新しいところです。

言葉の通じない外国人にとって、少しでも不安のないよう努めたいものです。

広島カープ グッズ売り上げ15倍

株式会社 葵経営コンサルティング 中島 和人

広島東洋カープ（以下カープ）。ペナントレースでの優勝はなりませんでした。繰り出すマーケティング施策は興味深いものです。NHKのバラエティ番組でも取り上げられたグッズの販売を例にとると、なんと2004年と比べ約15倍、球団の年間売上の30%を占める54億円に達しています。その品数は700種類、さらに月20種類、新商品の追加をおこなっているとのこと。Tシャツの販売を例にあげれば、サヨナラ勝ちや新人投手が初勝利をあげた翌日に記念のデザインを公表、枚数限定で発売。迅速な製造をおこなうためプリント工場も持っているそうです。

番組ではこの品揃えの多さが、売上好調の秘訣であり、「パレートの法則」にもとづく「新商品を出し続けることによりお客を飽きさせない」ことがその理由と説明していました。「パレートの法則」とは、全体の数値の大部分は、全体を構成する内の一部の要素が生み出しているという経験則※¹です。ビジネスの現場において「20：80の法則」などとも呼ばれ、この考えは、我々に限りのある資源である予算や時間を、上位の一部の商品や顧客に集中させることで、成果をより効果的にあげる視点を与えてくれます。カープのマーケティング施策では、ファン全体のうち2割のコアなファンが売り上げの8割を生み出していると考え、この2割のコアなファンを飽きさせないために、新商品を続々と投入する施策を採用しているということです。そしてこのコアなファンが新規のお客を連れてき

て、お客の全体数が増えていくという好循環を築いているということです。

また他の調査では、カープファンは他の球団のファンと比べ「選手とファンが一体となった感覚」や「ファンが一体となり、共鳴し合った感覚」をより強く期待するようです。それは球団が長い低迷期を経て連覇を成し遂げた経緯やスター選手ばかりを集められない事情や、ファンは応援すること自体にやりがいを感じ、無名の選手を早くから応援することにより選手を育てたという感覚を持ちやすく、それが一体感の形成につながりやすいという理由だからだそうです。マーケティングの概念に、消費者は商品を消費する存在ではなく、価値創造プロセスのパートナーであるという価値共創の考えがあります。上記よりカープファンがファンである価値は、球団から与えられるものではなく、共創のプロセスから創り出されたものなのかもしれません※²。

この考えにもとづけば、ファンが球団グッズを買う行為は、モノを購入してはいるけれども、実はその購入という行為を通して一体感を購入しているとも考えられます。するとグッズ販売が好調なのは、球団の売り方の上手さとともに、球団とファンとの間に「価値共創」が働いていることも背景にあるのではないのでしょうか。注目すべき方法論です。

※¹ <https://smmlab.jp/?p=19699>

「パレートの法則」とは？

※² https://biz-journal.jp/2016/08/post_16503.html
水野誠「マーケティングの進化学」

令和2年分 給与所得者の扶養控除等申告書

～給与所得控除及び基礎控除に関する改正に関連して～

葵総合税理士法人 税務会計部 三宅 由里

1. はじめに

1 1月の葵総合経営センターだよりは、例年ですと年末調整を取り上げることが多いのですが、今回は令和元年の年末調整が終わった後の、令和2年の源泉徴収事務に必要な「令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を紹介させていただきます。

2. 扶養控除等申告書とは

年末調整に当たっては、扶養控除等申告書に基づいて各種の控除（扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除、基礎控除）が確定されます。なお、配偶者控除ならびに配偶者特別控除の適用を受けるためには、扶養控除等申告書とあわせて「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する必要があります。

扶養控除等申告書は、原則として毎年最初に給与の支払を受ける時までに給与の支払者に提出することとなっています。そのため、令和元年の年末調整が終わるのとほぼ同時期に令和2年の扶養控除等申告書の提出が必要となるのです。

3. 給与所得控除及び基礎控除に関する改正

令和2年分以後の所得税から給与所得控除及び基礎控除に関する改正が適用されます。この改正を受けて、扶養控除等申告書の様式が一部変更となりました。

また、この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。令和2年以後の給与等の源泉徴収の際には、改正後の表を使用するようにしてください。

（1）給与所得控除の改正

①給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。

②給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、給与所得控除の上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。

（2）基礎控除の改正

①基礎控除額が10万円引き上げられました。（38万円⇒48万円）

②合計所得金額が2,400万円を超える所得者についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については基礎控除の適用はできないこととされました。

（イ）合計所得金額が2,400万円以下である場合・・・48万円

（ロ）合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下である場合・・・32万円

（ハ）合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下である場合・・・16万円

給与所得控除額が10万円引き下げられますが、基礎控除額が10万円引き上げられたため、実質控除額の増減はありません。（但し、合計所得金額が2,400万円以下の給与所得者に限る。）今回の改正により、給与所得控除の適用がなく基礎控除の適用がある一定の個人事業主の方等は改正前と比べて減税となります。

4. 扶養控除等申告書の変更点－その１－

先の３．に記載の改正を受けて、令和２年分の扶養控除等申告書では、『所得の見積額』の金額に関する事項が次の通り変更になりました。令和２年以後は所得の見積額がそれぞれに記載の変更後の見積額を超える場合は、源泉控除対象配偶者、同一生計配偶者ならびに控除対象扶養親族には該当しません。

（１）源泉控除対象配偶者に該当する金額

変更前・・・所得の見積額が８５万円以下

変更後・・・所得の見積額が９５万円以下

<参考>収入が給与所得のみの場合の給与の収入金額と所得金額の関係の具体例

変更前・・・給与収入１５０万円－給与所得控除６５万円＝８５万円

変更後・・・給与収入１５０万円－給与所得控除５５万円＝９５万円

（２）同一生計配偶者及び控除対象扶養親族に該当する金額

変更前・・・所得の見積額が３８万円以下

変更後・・・所得の見積額が４８万円以下

<参考>収入が給与所得のみの場合の給与の収入金額と所得金額の関係の具体例

変更前・・・給与収入１０３万円－給与所得控除６５万円＝３８万円

変更後・・・給与収入１０３万円－給与所得控除５５万円＝４８万円

5. 扶養控除等申告書の変更点－その２－

上記４．のほかに、令和２年分の扶養控除等申告書では、『住民税に関する事項』に『単身児童扶養者』の欄が追加され様式が変更になりました。

この変更は、地方税法の改正に伴い、扶養控除等申告書に、本年中の所得の見積額が４８万円以下の児童について児童扶養手当の支給を受けている当該児童と生計を一にする父または母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者に該当する旨を記載し、申告することとされたことによるものです。

なお、単身児童扶養者は、一定の場合、住民税が非課税となります。

参考資料「令和元年分 年末調整のしかた」（国税庁）

